

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 5月30日

【会社名】 株式会社ヤマノホールディングス

【英訳名】 YAMANO HOLDINGS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山野 義友

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区代々木一丁目30番7号

【電話番号】 03(3376)7878(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理副本部長 岡田充弘

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区代々木一丁目30番7号

【電話番号】 03(3376)7878(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理副本部長 岡田充弘

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成29年5月23日開催の当社取締役会において、当社の特定子会社である堀田丸正株式会社の株式を売却することについて決議し、平成29年5月24日に同社の株式の一部を市場内にて売却したことにより、同社に対する当社の議決権比率が減少したため、同社は当社の特定子会社に該当しないこととなり、同社の本第三者割当増資の実施に伴う特定子会社の異動は生じないこととなりました。

そのため、平成29年5月24日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき提出いたしました臨時報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

- 1 提出理由
- 2 報告内容

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

訂正前

### 1 【提出理由】

平成29年5月23日開催の当社取締役会において、当社の特定子会社が第三者割当による新株発行を実施することについて承認決議したことに伴い、同社に対する当社の議決権比率が減少するため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

### 2 【報告内容】

特定子会社の異動

- (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 堀田丸正株式会社  
住所 : 東京都千代田区日本橋室町4丁目1番11号  
代表者の氏名 : 代表取締役社長 井澤 一守  
資本金 : 1,975百万円(平成29年3月31日現在)  
事業の内容 : 和装品、宝飾品、婦人用品等の製造・卸売販売、真相品等の卸売販売

- (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数(平成29年3月31日現在)

異動前 : 111,146個

異動後 : 111,146個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : 52.4%

異動後 : 19.8%

- (3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社の特定子会社である堀田丸正株式会社が第三者割当増資を実施することに伴い、当社の議決権比率が減少し、当社の子会社でなくなるためであります。

異動の年月日

平成29年6月28日(予定)

訂正後

## 1 【提出理由】

平成29年5月23日開催の当社取締役会において、当社の特定子会社の株式を売却することについて決議し、平成29年5月24日に同社の株式の一部を市場内にて売却したことにより、同社に対する当社の議決権比率が減少したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

### 特定子会社の異動

#### (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 堀田丸正株式会社  
住所 : 東京都千代田区日本橋室町4丁目1番11号  
代表者の氏名 : 代表取締役社長 井澤 一守  
資本金 : 1,975百万円(平成29年3月31日現在)  
事業の内容 : 和装品、宝飾品、婦人用品等の製造・卸売販売、真相品等の卸売販売

#### (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数(平成29年3月31日現在)

異動前 : 111,146個

異動後 : 19,370個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : 52.4%

異動後 : 9.1%

#### (3) 当該異動の理由及びその年月日

##### 異動の理由

当社の特定子会社である堀田丸正株式会社の株式を市場内にて売却したことに伴い、当社の議決権比率が減少し、当社の子会社でなくなるためであります。

##### 異動の年月日

平成29年5月24日

以 上